

エイ・ワン少額短期保険の現状

2025
(2024年度決算)



エイ・ワン少額短期保険株式会社

はじめに

平素より、エイ・ワン少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概要、財務状況等事業活動についてご説明するためにディスクロージャー・レポート「エイ・ワン少額短期保険の現状2025」を作成しました。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆様のお役に立てれば幸いです。

*本誌は、保険業法第272条の17（業務及び財産の状況に関する説明書類）および保険業法施行規則第211条の37（業務及び財産の状況に関する説明書類）に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

会社の概要（2025年3月31日現在）

社名	エイ・ワン少額短期保険株式会社	資本金	256,000千円
本社所在地	541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目9番26号	収入保険料	1,725,481千円
		総資産	1,604,900千円
登録	【登録番号】 近畿財務局長（少額短期保険）2号 【登録年月日】 2007年12月12日	従業員数	38名

沿革

2006年11月	少額短期保険設立準備会社エイ・ワンインシュアランス株式会社として設立（資本金2,000万円）
2007年9月	資本金を1億1,500万円に増資
2007年12月	大阪府大阪市中央区久太郎町に事務所開設。エイ・ワンインシュアランス株式会社からエイ・ワン少額短期保険株式会社へ商号変更 近畿財務局長（少額短期保険）2号として登録完了
2008年3月	「賃貸入居者保険」販売開始（資本金を1億2,000万円に増資）
2008年9月	資本金を1億7,600万円に増資
2009年10月	「テナント保険」販売開始
2009年11月	富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）と事業提携
2009年12月	資本金を1億8,600万円に増資
2010年3月	資本金を1億9,600万円に増資
2010年12月	ホームネット株式会社と事業提携 資本金を2億1,600万円に増資
2011年6月	加入条件個別設定型医療保険「EVERYONE」販売開始
2011年10月	オーナー・管理会社向け費用保険「あんしん住まいるオーナー保険」販売開始
2012年12月	賃貸入居者保険の内容を充実させた「賃貸入居者あんしん総合保険」販売開始
2014年12月	「あんしん住まいるリフォーム保険」販売開始
2016年1月	全国9ヶ所に拠点を設置
2016年2月	「賃貸入居者あんしん総合保険Ⅱシルバーあんしん＋プラス」販売開始
2016年11月	資本金を2億3,100万円に増資
2017年2月	「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」販売開始
2021年3月	資本金を2億5,600万円に増資
2023年3月	株式会社光通信社に株式譲渡 同社の100%子会社となる
2024年10月	「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」を商品改定し「賃貸入居者総合保険ハッピーワンplus」を販売開始
2025年3月	インシュラントグループ株式会社に株式譲渡 同社の100%子会社となる



目 次



事業・経営について P.6～P.16

2024年度の事業概要	P.6
コーポレート・ガバナンスの状況	P.7
お客さま本位の業務運営	P.8
コンプライアンス態勢	P.9
反社会的勢力に対する基本方針	P.10
リスク管理態勢	P.11
情報管理態勢	P.12
情報開示	P.13
勧誘方針	P.13
お客さまの声に対する適切な対応	P.14
保険募集制度	P.15
CSR(企業の社会的責任)	P.16



商品・サービスについて P.18～P.21

保険の仕組みについて	P.18
当社の取扱商品	P.20



業績データ P.23～P.37

主要な業務に関する事項	P.23
主要な業務の状況を示す指標等	P.24
保険契約に関する指標	P.26
経理に関する指標等	P.28
財産の状況に関する指標	P.31



コーポレートデータ P.39

株式の状況	P.39
役員および従業員の状況	P.39
会社の組織	P.39





● お客さま本位の業務運営

● 不動産業界向けサービスの充実

● 新商品、新分野へのチャレンジ

平素よりエイ・ワン少額短期保険をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

当社は、少額短期保険事業を通じて、「安心」と「快適」をお届けすることを使命としております。

社会やライフスタイルが大きく変化する中で、住まいにまつわるリスクへの備えは、ますます多様で柔軟な対応が求められています。当社はこうしたニーズに的確に応えるべく、保険の在り方そのものを見直し、「必要な補償を、必要なときに、手軽に」提供できる仕組みづくりに取り組んでまいりました。

特に近年は、革新的な取り組みを通じてより簡便な加入手続きや、迅速な保険金支払いの実現、お客さまの声に応える商品設計など、従来の保険の枠を超えたサービスを目指しています。

また、社会的責任を果たす企業として、コンプライアンス重視の企業風土を醸成することを経営の基本とし、役職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、透明性の高い経営を実現することで、お客さま・取引先・株主の皆さまからの信頼をより一層高めてまいります。

私たちは今後も革新を続け、日常に寄り添う企業として社会に貢献してまいります。
今後とも、変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2025年7月

エイ・ワン少額短期保険株式会社

代表取締役社長 鶴原 敦



基本理念

- 法令を遵守し、社会に貢献する。

経営理念

- 会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しみません。
- 常に変化し、成長し続けます。

行動指針

○ お客さま本位の業務運営

お客さまに安心と満足をお届けするために、全役職員がコンプライアンスを徹底し、お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立った行動に努めてまいります。

○ 絶えざるチャレンジ

現状に満足することなく新たな発展と挑戦の機会を求めて、たゆまず前進を続けます。
「あったらいいな。」「できたらいいな。」を実現し、革新的なサービスを喜んで提供することができる企業を目指します。

○ 公正な行動

常に何が正しいかだけを考えて誰が正しいかは考えない。全ての事に敬意と公正さを持ち合わせ、組織ならびに個人として、成果を高めるよう努めます。

○ 自立と共生

自らの意思で考えて行動する。活動を起こすというチャレンジを楽しむ気持ち、そしていっしょに仕事をする仲間と共に、個人と会社のさらなる成長を目指します。

○ 付加価値の高いサービスの提供

当社が何を売りたいかではなく、当社に関わる全ての人が必要としているかを考え、革新的なサービスを提供する事が当社の使命であり目的であると考えます。



事業・経営について

2024年度の事業概要-----	P.6
コーポレート・ガバナンスの状況-----	P.7
お客さま本位の業務運営-----	P.8
コンプライアンス態勢-----	P.9
反社会的勢力に対する基本方針-----	P.10
リスク管理態勢-----	P.11
情報管理態勢-----	P.12
情報開示-----	P.13
勧誘方針-----	P.13
お客さまの声に対する適切な対応-----	P.14
保険募集制度-----	P.15
CSR(企業の社会的責任)-----	P.16



2024年度の事業概要

□事業概要

当社は2000年11月に「エイ・ワン共済」として事業を開始し、2007年12月に近畿財務局第2号として、エイ・ワン少額短期保険株式会社に商号を変更したうえで登録を完了し、現在に至っています。

2008年3月に「賃貸入居者保険」、2009年10月には「テナント保険」の販売を開始し、2017年2月に販売を開始した「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」は賃貸入居者の皆様から幅広くご支持を頂き、順調に契約件数を伸ばしてきました。2024年10月には、主力商品の商品改定を実施し、「賃貸入居者総合保険ハッピーワンplus」として市場ニーズを踏まえた補償内容の拡充等を図りました。

2024年度は、3か年計画である「中期経営計画2023－2025」の中間年度として、変化の激しい新たな時代に順応していくために掲げた諸課題の推進に取り組んできました。

□2024年度業績

2023年度の収入保険料は17億2,548万円で、前期に比べ2,901万円の増収となりました。また当期末の保有代理店数は1,719店と前期末より85店増加しました。

一方、元受損害率は前期比で4.6%上昇し22.5%となりました。家財分野において未解決であった事案の解決が進んだことや、保険金支払いの迅速化を推進したこと等により損害率の上昇に繋がりました。

事業費は商品改定にあたって通信費が一時的に増加したこと等により、前期比で6,467万円の増加となりました。

当期純利益は9,621万円となり前期より6,533万円増加しました。増収要因は収入保険料の伸びに加え、前期に会計基準の変更に伴って責任準備金を積み増したことにあります。

利益剰余金は9,621万円増え、2億2,742万円となりました。

支払い余力を示す指標であるソルベンシーマージン比率は、前期比で672.5%増加し2654.2%となり、依然として事業継続にあたり十分な水準を維持しています。

□中期経営計画（A1-PLAN2023）の遂行

当社は、2023年度から2025年度にわたる3か年計画である中期経営計画（A1-PLAN2023）を策定しています。

当該経営計画は、保険契約のDX化や保険料払い込み方法の多様化など、賃貸借契約の電子化等をはじめとする不動産業界の変革とお客さまニーズに呼応することを重点課題として掲げています。

引き続きガバナンス機能の充実や法令等に関する社員教育等を通じた業務および制度の改革を図り、お客さま本位の業務運営を実現してまいります。

【主な計画の概要】

家財保険の商品改定

自転車盗難被害にあった際のお支払い限度額の引き上げや、不測かつ突発的な事故による賠償事故の免責金額引き下げなど、お客さまから寄せられるニーズに沿って補償内容の充実化を図るとともに、近年の物価や修理工賃等の上昇を踏まえ、保険料率の見直しも行います。また、保険料払い込み方法の多様化を通じ、お客さまの利便性を高めます。

保険募集のDX化

社会環境の変化を踏まえ、インターネット上における保険申込手続きの簡便化を図ります。

保険の枠組みに捕らわれることなく、賃貸借契約時の各種手続きにおける横断的な利便性の向上に取り組んでいます。

保険金支払いの適正化

保険金支払い担当者や協力会社のレベルアップを図り、公正かつ適正な保険金支払い業務に努め、強靱な保険金支払い態勢を構築してまいります。

コンプライアンスの定着と労働環境の改良

社員研修等の実施によりコンプライアンス知識および意識の向上を図り、顧客本位の業務運営に基づいた適正な保険募集態勢を確保します。

また、公平、公正な人事評価制度の整備やジョブローテーションの実施など、労働環境を改善し、社員間のコミュニケーション強化を通じ、働きやすい環境を実現させ労働生産性の向上に繋げてまいります。



コーポレート・ガバナンスの状況

□コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、「基本理念」「経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うための経営体制を構築して、企業価値の向上に努めます。

そのために、当社が策定し、全役職員が業務を運営するにあたって最も重視すべき「基本理念」「経営理念」「行動指針」を全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置付け、積極的に取り組みます。

1.取締役会

取締役会は、経営方針、経営戦略、資本政策等の経営戦略上重要な事項、および会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、および社員の職務の執行を監督します。また、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールしたリスク選好に基づいた経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。なお、取締役会が多様な知見と専門性を備えた、バランスの取れた構成とするために社外取締役を選任しました。

2.部長会

当社では、業務執行に係る重要な事項の決定を行う会議として、常勤取締役及び各部部长から構成される部長会を設置しています。部長会は取締役会への提案事項の決定、経営上重要な課題に関する審議・検討・決議、担当業務および予算の執行状況等の報告受領を任務とします。

3.各種委員会

当社は、適正な経営管理態勢、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を確保するために以下の委員会を設け、取締役会の審議・決定した経営方針が徹底されるよう努めます。

(1)コンプライアンス・リスク管理委員会

当委員会は、コンプライアンス基本方針の基本的な考え方に従い、実施計画の策定と推進、コンプライアンス態勢の整備、コンプライアンスに関する社員教育・指導等を担っています。

(2)保険金査定委員会

当委員会は、適切な保険金支払態勢の構築および損害サービス部の強化・拡充を通じて、適切・迅速な保険金支払いと保険契約者の保護を図ることを目的として設置しています。

(3)商品開発委員会

当委員会は、商品開発・改廃（以下「商品開発」という。）が、法令や当社商品開発方針および管理規程等に沿っているか、コンプライアンス・安全性・利便性等に問題はないか等を論議・検証し、商品開発の進捗及び管理状況の報告を受ける役割を担っています。

4.監査役

監査役は、独立した機関として、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を担っています。監査役は、監査の方針・計画等に従って、取締役会その他の重要な会議への出席や社内各部の調査等より取締役の職務執行について監査を行います。

5.内部監査

内部監査の目的は、「当社における経営戦略・施策を支える重要な業務プロセスの適切性や有効性等各組織の内部管理態勢の整備・運営状況を検証・評価するとともに、顧客本位の業務運営の実現のためにベスト・プラクティスを目指した取組みを促進・支援することにより、経営目標の達成および企業の持続的成長と企業価値向上に資する」ことであり、毎年度、「内部監査基本計画兼実施計画」に則り、すべての業務および組織を対象に内部監査が実施されています。また、内部監査結果については、部長会および取締役会に報告されています。



お客さま本位の業務運営

当社は、お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立ち、お客さま本位の業務運営を実践することを行動指針としており、お客さまからの確かな信頼によって選ばれる会社として成長するために「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」を策定し、具体的な取り組みを行っております。

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

1. お客さまの最善の利益を追求

- ▶ 当社は、お客さまに誠実かつ公正に対応し、お客さま本位の良質なサービスを提供することにより、常にお客さまの最善な利益追求に努めてまいります。

2. お客さまの声を活かした業務運営

- ▶ 当社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、誠実、迅速かつ適切に対応するとともに、有益な経営情報源として、お客さまの声を定期的に分析し、業務品質の向上に活かします。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

- ▶ 当社は、お客さまのご意向に沿った保険商品を選択し、安心と満足を実感していただけるよう、商品内容やサービスに関する重要な情報について、お客さまの立場に立って分かりやすく丁寧に説明します。

4. 利益相反の適切な管理

- ▶ 当社は、当社が行う取引に関し、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を把握、管理し、適切に業務を行ってまいります。

5. 基本方針の浸透に向けた取り組み

- ▶ 当社は、全ての役職員が本方針を正しく理解し、お客さま本位の業務運営を実践していくために、研修体系や目標管理を整備し、適切なガバナンス態勢を構築します。

2024年度「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」に基づく取組状況

当社は、「お客さま本位の業務運営」を一層推進するため、本方針および取組内容を定めるとともに、定期的に見直しを行い、当社ホームページに取組状況を公表しています。

当社は、24時間お客さまをお待たせしない体制のもと、事故に遭われたお客さまや関係者への丁寧な説明および適正かつ迅速な保険金支払いを果たすとともに、損害サービスの品質向上に努めています。また、保険金の迅速支払いに関する目標（定着度合を評価する総合指標（KPI指標））を以下のとおり設定し、事故受付から保険金支払いに至るまでの体制の整備および業務品質の向上を図っています。

KPI指標：スピード解決率50%

※スピード解決率とは、事故受付から保険金支払いまでを2か月以内に完了する比率を指します。

なお、2023年度および2024年度のスピード解決率は以下のとおりです。

年度	1か月以内	2か月以内	合計
2023年度	21.2%	35.1%	56.3%
2024年度	24.0%	33.6%	57.6%



コンプライアンス態勢

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、すべての役職員が企業の社会的責任を常に認識し、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスの徹底を最優先するために、「コンプライアンス基本方針」を定めています。

□「コンプライアンス基本方針」(骨子)

●コンプライアンス態勢の構築

(1) コンプライアンス態勢の整備

- ・コンプライアンスに関する重要事項が経営陣に適切に報告される態勢を整備します。
- ・コンプライアンスに関する事項を管理・推進する部門としてコンプライアンス部を設置し、年次計画の立案や実施状況の点検・指導等コンプライアンス態勢確保のための必要な権限を付与します。
- ・コンプライアンス上の問題となる行為等を発見した場合には、速やかに報告・相談を行うことを義務付け、原因を分析し、再発防止策を策定、実行します。
- ・社内に「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、コンプライアンス・リスク管理の方針および方策の基本事項のうち、取締役会または部長会の決議事項について審議します。
- ・内部監査室は、コンプライアンス状況について監査を行い、その結果を取締役に報告します。

(2) コンプライアンス推進活動

- ・コンプライアンスの実践における具体的な手引書として、コンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
- ・コンプライアンス部は、各部に対して具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定、実施させることとし、推進状況を検証・指導します。
- ・年次研修計画を策定し、コンプライアンス研修を計画的に実施します。
- ・何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には内部通報制度を設け、匿名で報告・相談することができる態勢とします。

●コンプライアンスに係る役職員の行動基準

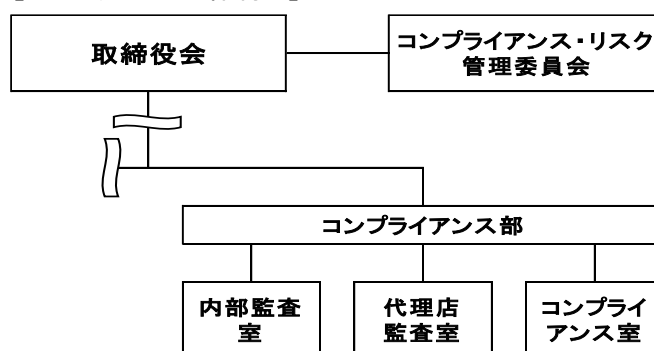
(1) 行動規範

- ・保険業法第1条で、その目的を「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」と定めています。当社は、保険業法第1条を踏まえ、法令等の遵守を行動の基本に据えて、誠実・公平・適正な業務運営に努めます。
- ・法令等に違反する行為を発見した場合は、勇気を持って行動し、関係者と協力して是正に努めます。

(2) 基本的な行動

- ・保険業の公共性を十分認識し、保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護に努めます。
- ・業務上知り得たお客さま情報の取扱いに関しては、細心の注意を払い、外部に漏えいしないよう管理を徹底し、定められた目的以外には利用しません。
- ・反社会的勢力等には、警察等関係機関と連携を密にし、毅然として対応します。
- ・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当社における利益相反管理体制を確保します。
- ・外部委託等を行うにあたり、取引の適切性を確保します。
- ・適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。

【コンプライアンス体制図】



反社会的勢力に対する基本方針

□反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とし、以下に掲げる属性要件に該当するもの並びに、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するものも含まれます。

- ・暴力団及びその構成員、準構成員
- ・暴力団関係企業及びその役員、従業員
- ・企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
- ・社会運動を標ぼうして不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員

□反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス基本方針」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

1.取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社役職員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2.組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3.裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4.外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、財団法人全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5.有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

□犯罪収益移転防止法に係る取組みについて

当社の業務がマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与等に利用されることを防止するため、「取引時確認・疑わしい取引に関する規程」および「犯罪による収益の移転防止に関するマニュアル」を策定し、「取引時確認」の厳格な実施を行っています。

また、疑わしい取引に関しては金融庁に速やかに届け出ることとしています。



リスク管理態勢

□リスク管理方針

社会・経済の複雑化によって、事業環境も大きく変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような状況の中で、企業理念の実現に向け、当社が抱えている様々なリスクについて、財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、お客さまからの確かな信頼を基に発展し、持続的成長と企業価値の向上の実現に資するためにリスク管理態勢を整備し、リスク管理を経営の最重要課題として取組みます。

<リスク管理のプロセス>

当社は、基本理念・経営理念の実現に向け、資産・負債の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本の状況を踏まえた収支計画、リスク管理計画を策定し、取組みを行うこととします。

また、「リスクの特定⇒リスクの評価⇒リスクの処理⇒効果検証・改善⇒報告」のプロセスを業務活動の中に取組むことによって、リスク管理を実行します。

<リスク管理に係る組織・体制の整備>

取締役会はリスク管理態勢全般を監督し、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置します。コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要課題への対応状況や資本・リスクの状況等の確認を行い、状況に応じた対策等を審議し改善指導を行います。

<危機管理基本方針>

当社は、リスク管理方針に基づき、「危機管理基本方針・規程」を定め、お客さま・代理店等との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じる事態において、迅速かつ適切な行動・措置をとり当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<リスク管理の取組み>

(1) 個別リスク管理

当社は、保有するリスクを以下のとおり、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等に分類します。また、当社は、事業の展開・運営において、新たなリスクの存在やリスク特性の変化等が予見される場合は、適宜、リスク分類を見直し、対応方法の整備に努めます。

・保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

・資産運用リスク

主に、金利、為替、有価証券等の価格が変動することにより、保有する資産の価値が変動し、会社が損失を被る市場関連リスクと、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、会社が損失を被る信用リスク、の2つがあります。

・流動性リスク

主に、会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量または大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすること等により損失を被る市場流動性リスク、の2つがあります。

・事務リスク

役職員、業務委託先等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクをいいます。

・システムリスク

情報システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い会社が損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

(2) 総合リスク管理

当社は、直面するリスクを潜在的に重要なリスクを含めて総合的に捉え、当社の自己資本等と比較・対象し、自己管理型のリスク管理により、総合リスク管理及び自己資本管理を行います。

保険引受リスク、資産運用リスクは、自己資本との関係を踏まえた収益とのバランスをとりながら管理します。流動性リスクは、現在および将来にわたっての資金需要への対応を想定して管理します。事務リスク、システムリスクは、発生する会社損失を想定し防止・軽減に努めます。



□個人情報の保護

2005年4月1日の「個人情報保護法」の全面施行により、当社を含む個人情報取扱業者には様々な責務が課されることになりました。

その後、消費者や事業主を取り巻く社会環境は変化し、大規模な情報漏えい事件が多数発生したことにより、より一層の個人情報保護を求める観点で、2017年5月および2022年4月に改正個人情報保護法が施行されました。

個人情報を含む「お客さま情報」は、当社が事業活動を行い、事業を発展させていくためには欠かせない資源ですが、紛失・盗難・不正アクセス等により第三者の手に渡り不正に利用された場合には、お客さまに多大なご迷惑をお掛けするばかりか、当社にとっても極めて大きな影響が生じるおそれがあります。こうしたことを未然に防止し、お客さまからの信頼を失わないため、「個人情報保護法」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)等に依り、当社のお客さま情報を適切に管理することとしました。

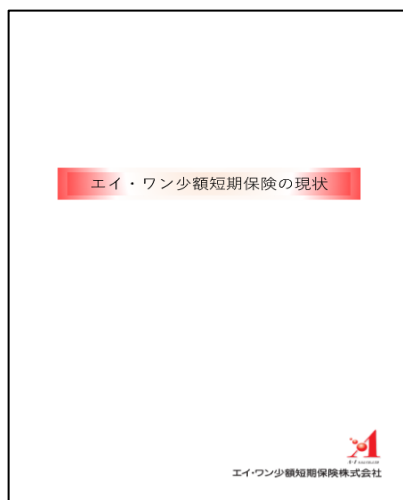
お客さまの個人情報のお取り扱いに関しては下記の「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ(<https://www.a1-ssi.com/>)で以下の通り公表しています。

情報開示

当社は、お客さま、代理店、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまに、当社をご理解していただき、適正なご評価をいただくために、ディスクロージャー誌ならびにホームページで、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

ディスクロージャー誌

ステークホルダーの皆さまに、当社の事業活動をご理解いただくため、毎年ディスクロージャー誌を発行しています。当社の事業・経営、商品・サービス、業績データ等についてわかりやすく説明しています。



ホームページ

当社のホームページには、商品・サービス・各種手続きのご案内、会社情報等を掲載しています。また、当社からのお知らせやニュースリリース等もご覧いただけます。
(<https://www.a1-ssi.com/>)



勧誘方針

当社は、金融商品の勧誘方針について、金融商品の販売等に関する法律に基づき、以下のように定めております。

1. コンプライアンスの重要性を十分に認識し、関係法令等や取扱い保険会社の規程等を遵守した適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売に際して、お客様にお勧めする商品の内容を正しくご理解いただけるよう、知識の習得に励み、わかりやすいご説明を行うよう努めてまいります。
3. コンサルティング活動等を通じて、お客様の現在の状況・ニーズを踏まえた最適な商品設計・販売等を行ってまいります。
4. 販売活動等に際しては、時間帯や勧誘場所についてお客様の立場に立って、十分に配慮してまいります。
5. 保険事故発生の際、保険金のご請求に関してお客様に適切にアドバイスさせていただくよう努めてまいります。
6. お客様からの貴重なご意見の収集に努め、その後のお客様へのサービス向上等に活かしてまいります。
7. お客様に関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用いたします。また、個人情報の保護推進のために厳重な管理を行います。



お客さまの声に対する適切な対応

□「お客さまの声」対応の目的と基本姿勢

1. 対応の目的

当社は、基本理念及び経営理念に基づき、顧客本位の業務運営に向けた取組みを推進するため、お客さまからの声を業務改善の原点ととらえ、取組みを強化することとしました。

2. 基本姿勢

- ① 全役職員は、お客さまから寄せられたすべてのお客さまの声に対して、適切かつ迅速・真摯に対応し、解決を図ります。
- ② 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現するための重要な情報である」と認識し、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減を図るとともに、常に業務の改善に努めるものとします。

□「お客さまの声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客さまの声」を承っています。お客さまから寄せられたご不満・ご意見・ご要望等は関連部門と連携し、迅速かつ適切な対応を行い、業務プロセスの改善に努めてまいります。

◆お客さま専用フリーダイヤル

お客さまからご不満・ご要望・ご意見・ご相談等をお電話で承る窓口を設置しています。

お客さま専用フリーダイヤル:

0120-818-230

(受付時間: 平日 10:00～17:00)

*土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

◆当社ホームページ

お客さまからご不満・ご要望・ご意見・ご相談等につきましては、当社ホームページからもお申し出いただくことができます。

当社ホームページ: <https://www.a1-ssi.com>

□指定少額短期保険業務紛争解決機関(ADR)について

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、『少額短期ほけん相談室』を設けています。公平かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解の斡旋・解決等を支援しています。

当社との間で問題が解決できない場合には、『少額短期ほけん相談室』に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。(<https://www.shogakutanki.jp>)

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル: 0120-82-1144

FAX: 03-3297-0755

ご相談フォーム <https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

受付時間: 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

※土日・祝日・年末年始を除きます



保険募集制度

当社は、多くの不動産業、不動産管理業等の代理店を通じて、保険の販売を行っています。また、当社は、これら保険販売に携わる代理店の法令等を遵守した適正な保険募集を推進し、ご契約者へのサービス向上を図るため、代理店研修、代理店指導の体制を確立しています。

1.代理店登録および届出

当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集を行うにあたっては、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣への登録を受ける必要があります。

また、お客さまと保険契約の手続を行う保険取扱者（保険募集人）は、少額短期保険業の共通資格試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。なお、当社代理店数は以下の通りです。

前期末	当期末
1, 634店	1, 719店

2.代理店の業務

代理店は、保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場であり、お客さまに適切な保険商品をおすすめし、お客さまのご意向を確認したうえで保険契約を締結し、保険料をお預かりします。お客さまに保険商品をご案内する際には、ご契約のしおり、パンフレットなどで補償内容等をご説明し、「重要事項のご説明」等を用いて、提案した商品の「契約概要」「注意喚起情報」等をご説明します。

3.代理店研修・代理店指導

代理店が行う保険募集は、保険業法や関係法令等を遵守することがきわめて重要です。当社では、「募集コンプライアンスマニュアル」を全代理店に配布し、研修を実施しています。また、コンプライアンス部が作成した「コンプライアンスニュース」やコンプライアンス関連資料による代理店教育を実施し、適正な保険募集態勢を構築しています。

4.代理店監査等

当社では、代理店の業務推進状況を総合的に点検・評価し、その結果に基づき、問題点や課題の把握及び改善、コンプライアンスの徹底、不祥事件の未然防止及び早期発見を促進することを目的とした代理店監査を実施しています。

代理店監査は、代理店が事前にチェックした「代理店自己点検シート」を基に、営業部が点検・指導を行い、その後代理店監査室が点検内容の確認及び指導を行うという方法で実施しています。

また、当社は、定期的に代理店・募集人の登録・届出内容の確認・点検を実施し、相違があれば直ちに変更手続きを行っています。



CSR（企業の社会的責任）

当社は、すべてのステークホルダーの要請に応えながら、社会とともに持続的成長を遂げるために企業の社会的責任を果たします。また、「お客さま本位の業務運営」を基本行動に据え、社会的信用を得るための事業を展開していきます。

1.高齢者および障がい者対応の取組み

当社は、高齢化社会の進行が著しい社会情勢を踏まえ、高齢者や障がい者等に寄り添ったきめ細やかな対応を推進しています。お客さまの状況を踏まえた合理的な配慮を行い、電話リレーサービス、耳マークの掲示、代読・筆談等、保険にご加入しやすい環境の整備に努めております。



商品・サービスについて

保険の仕組みについて----- P.18

当社の取扱商品----- P.20

保険の仕組みについて

□少額短期保険とは

2006年4月に改正保険業法が施行されたことにより、従来存在していたいわゆる無認可共済に代わり、財務局における登録という一般の保険会社よりも簡易な手続により設立が認められる、少額短期保険業者が誕生しました。

少額短期保険においては、取り扱う保険金額が「少額」（損害保険1,000万円以下、医療保険80万円以下等）、かつ保険期間が「短期」（損害保険2年以内、医療保険1年以内等）の保険契約のみを引き受けます。

また、少額短期保険業者は、保険契約者保護機構に加入していませんので、破綻した場合の補償がないという点も特徴の一つです。

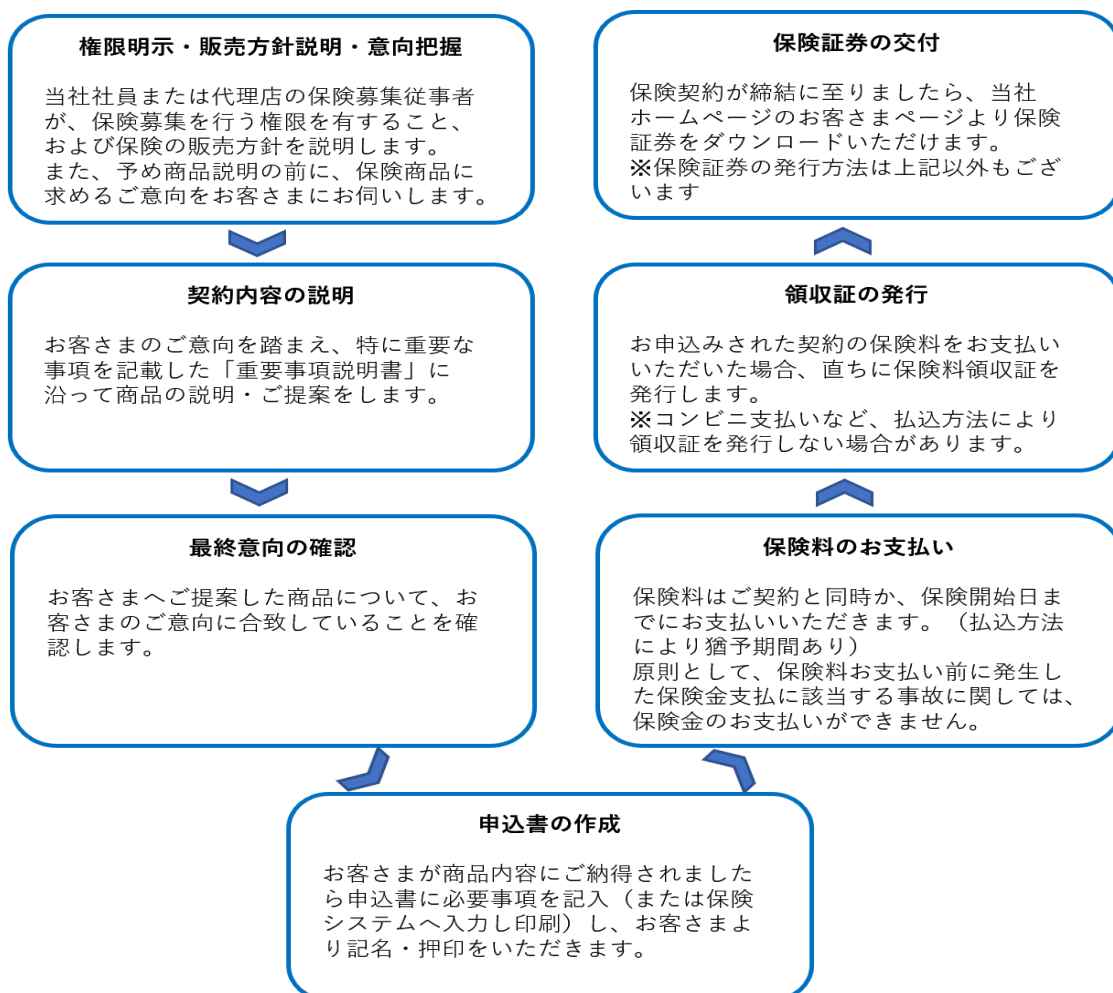
□保険契約締結の流れ

当社の代理店は、当社との代理店委託契約に基づき、保険の説明および保険契約の締結を行います。また、代理店は行政機関に登録しており、保険募集の資格を持った代理店の役員および使用人に限り保険募集行為を行っています。その他に、当社の役職員が、直接募集を行うことができます。

また、当社代理店には、その商品内容をよく理解し、お客様に誤解を生じさせないよう、わかりやすい説明を心がけ、十分理解していただくために、各種マニュアル等を整備し、法令等の厳守を徹底しています。

その意識を維持していただくために、定期的に代理店監査を実施し指導を強化しております。

○ご契約までの流れ(概要)



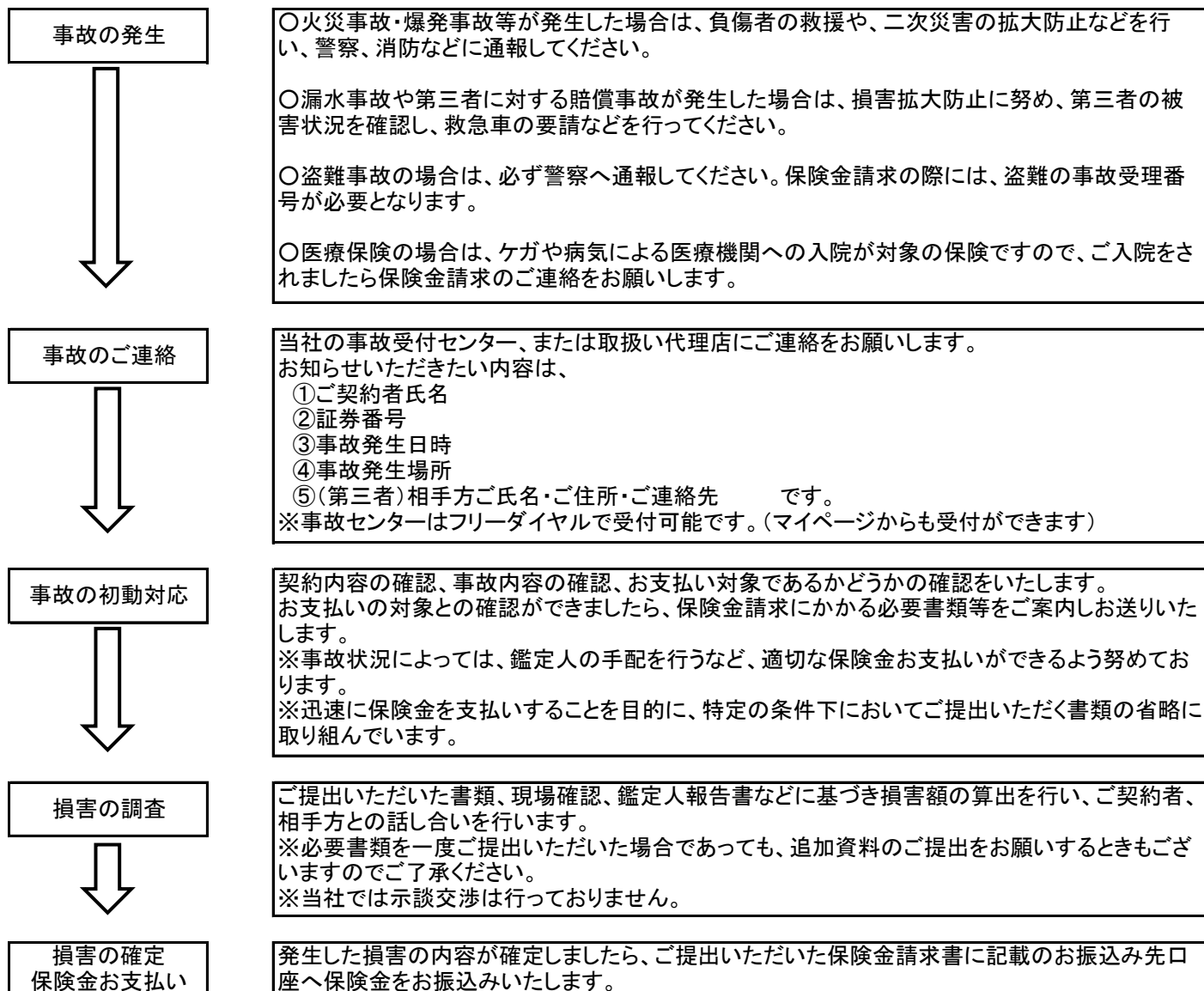
□再保険について

再保険とは、保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することを言います。

当社では、国際的に著名な格付け会社の格付けが高い再保険会社複数社と再保険契約を締結し、2024年度は比例再保険方式により、90%の割合で再保険をかけることにより、十分な保険金支払能力を確保し、経営の安定化を図りました。

また、再保険を引き受ける再保険会社については、格付けや信頼性、実績等を考慮して選定し、巨大災害の発生時においても確実に再保険金の回収ができるよう、上限額の設定等を含む再保険契約条件を十分検討するとともに、当社の財務状況等に応じて毎年再保険契約条件の見直しを図っております。

□保険金のお支払いまでの流れについて



当社の取扱商品

□賃貸入居者総合保険ハッピーワンplus

ハッピーワン plus

賃貸入居者総合保険ハッピーワンplusは、「家財補償」「修理費用補償」「賠償責任補償」の充実した3つの補償で、日常生活に関するさまざまなリスクに対応できる、賃貸入居者のための保険です。

家財補償

次の①～⑫までの事故によって被保険者所有の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ①火災、②落雷、③破裂・爆発、④風災・ひょう災・雪災、⑤借用戶室外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、⑥給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ、⑦エアコンに生じた事故による水濡れ、⑧騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為や破壊行為、⑨水災、⑩盗難による盗取、き損または汚損、⑪不測かつ突発的な事故、⑫持ち出し家財の損害

併せて支払われる費用保険金

- ☐ 火災臨時費用保険金 ☐ 風災・雪災臨時費用保険金 ☐ 漏水臨時費用保険金 ☐ 残存物取片づけ費用保険金
☐ 失火見舞費用保険金 ☐ 被災時転居費用保険金 ☐ 臨時宿泊費用保険金 ☐ ストーカー被害時転居費用保険金
☐ ドアロック交換費用保険金 ☐ ピッキング等防止費用保険金

修理費用補償

借用住宅に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用でこれを修理した場合に、保険金を支払います。(水災事故は対象外)

★さらに下記の内容もワイドに保障します。

- ・窓ガラスの熱割れ
- ・被保険者の死亡により生じた借用戶室の修理、清掃、消臭費用や、遺品の整理、運送、保管、廃棄などの費用
- ・水道管の凍結による破裂や亀裂での水道管の修理費用
- ・凍結した水道管の解氷費用
- ・水道管凍結の再発防止費用

賠償責任補償

(1) 借家人賠償責任保険

火災・爆発・水濡れなどを起こして、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金を補償します。

(2) 個人賠償責任保険金

借用住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故によって、被保険者が他人にケガをさせたり、または他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

*上記内容は、「賃貸入居者総合保険ハッピーワンplus」の概要を説明したものです。

保険金をお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、必ず、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をご確認ください。

*上記補償内容を一部除外もしくは縮小した「賃貸入居者総合保険ハッピーワンplus ライトプラン」もご用意しております。



テナント保険は、「設備・什器等補償」「借家人賠償責任補償」「施設賠償責任補償」がセットになった賃貸テナント入居者向けの保険であり、テナント（借用施設）でのビジネスをとりまくさまざまなリスクに対応しています。

設備・什器等補償

借用戶室内に収容された設備・什器等が、次の①～⑧の事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ①火災、②落雷、③破裂・爆発、④風災・ひょう災・雪災、⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、
⑥他人の戸室や給排水設備で生じた事故に伴う食用戶室の水濡れ、
⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為や破壊行為、⑧盗難

併せて支払われる保険金

- ☐ 臨時費用保険金／残存物取片付け費用保険金

*上記①～⑦の事故で設備・什器等保険金が支払われる場合において、お支払いの対象となります。

- ☐ 失火見舞費用保険金

*火災・破裂または爆発等により、第三者の所有物、借用施設に損害が生じ、見舞金等が発生した場合にお支払いします。

- ☐ 通貨等損害保険金

*借用施設の正規の保管場所に収容される業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合にお支払いの対象となります。

- ☐ 建具等修理費用保険金

*上記①～⑧の事故により、借用施設に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用でこれを修理した場合にお支払いの対象となります。（保険金額の10%を限度とします。）

- ☐ 水害費用保険金

*台風、豪雨等により借用施設が床上浸水を被った結果、損害が生じた場合にお支払いの対象となります。

施設賠償責任保険

「施設の管理不備、業務過失」で第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりしたことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

借家人賠償責任補償

火災や爆発・破裂、給排水設備に生じた過失による水濡れ等の事故により借用戶室に損害を与え、貸主に法律上の責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*上記内容は、「テナント保険」の概要を説明したものです。

保険金をお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、必ず、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「約款・特約」をご確認ください。

業績データ

主要な業務に関する事項----- P.23

主要な業務の状況を示す指標等----- P.24

保険契約に関する指標----- P.26

経理に関する指標等----- P.28

財産の状況に関する指標----- P.31



主要な業務に関する事項

□直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(千円、%、人、店)

項 目	前々期(2022年度)	前期(2023年度)	当期(2024年度)
経常収益	3,250,270	3,076,074	3,248,442
うち保険料	1,762,791	1,696,462	1,725,481
経常費用	3,103,807	3,029,486	3,108,250
うち保険金等	355,967	289,824	374,335
うち解約返戻金等	84,558	76,901	62,918
うち事業費	1,124,918	1,090,146	1,154,820
経常利益	146,463	46,587	140,192
当期純利益	97,644	30,887	96,218
正味収入保険料	218,259	204,362	203,703
正味支払保険金	76,910	39,754	43,410
正味事業費	40,785	39,304	60,584
総資産	1,300,306	1,406,563	1,604,900
純資産額	361,436	387,203	483,422
保険業法上の純資産額	386,405	416,200	516,675
現金及び現金同等物の期末残高	616,351	685,828	494,497
責任準備金	205,127	291,868	259,766
うち普通責任準備金	180,257	262,971	226,613
うち異常危険準備金	24,869	28,896	33,153
うち契約者配当準備金	0	0	0
資本金	256,000	256,000	256,000
(発行済株式の総数 株)	5,120	5,120	5,120
自己資本	361,436	387,203	483,422
供託金	26,000	26,000	26,000
有価証券	74,934	75,090	75,246
元受損害率	21.2%	17.9%	22.5%
元受事業費率	67.0%	67.3%	69.5%
元受合算率	88.2%	85.2%	92.0%
正味損害率	35.2%	19.5%	21.3%
正味事業費率	18.7%	19.2%	29.7%
正味合算率	53.9%	38.7%	51.0%
経常利益率	4.5%	1.5%	4.3%
自己資本比率	27.8%	27.5%	30.1%
ソルベンシー・マージン比率	1861.9%	1981.7%	2654.2%
一株当たり当期純利益	19	6	18
一株当たり配当金	1	1	#VALUE!
配当性向	5.2	16.6	0.0
内部留保率	94.8%	83.4%	100.0%
年間收受保険料	1,302,392	1,255,204	1,297,938
契約件数	114,774	109,493	105,367
解約件数	12,953	12,079	9,504
保有契約件数	180,505	177,324	172,912
被保険者数(保険の相手方)	197,560	194,075	189,250
役員数	3	3	2
従業員数(パートタイマー等含む)	38	40	38
支店数	0	0	0
営業所数	7	7	4
代理店数	1,738	1,634	1,719



主要な業務の状況を示す指標等

I 正味収入保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	52,830	25.9%	53,576	26.3%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		151,532	74.1%	150,127	73.7%
計		204,362	100.0%	203,703	100.0%

II 元受保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	556,237	32.8%	555,721	32.2%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		1,140,225	67.2%	1,169,760	67.8%
計		1,696,462	100.0%	1,725,481	100.0%

III 支払再保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	499,724	33.7%	499,264	32.9%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		984,303	66.3%	1,016,224	67.1%
計		1,484,027	100.0%	1,515,488	100.0%

IV 保険引受利益

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	▲ 18,255	32.8%	11,627	32.2%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		▲ 37,422	67.2%	24,473	67.8%
計		▲ 55,677	100.0%	36,100	100.0%

V 正味支払保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	8,592	21.6%	8,971	20.7%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		31,162	78.4%	34,439	79.3%
計		39,754	100.0%	43,410	100.0%



VI 元受保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	93,637	32.3%	98,729	26.4%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		196,187	67.7%	275,606	73.6%
計		289,824	100.0%	374,335	100.0%

VII 回収再保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	84,207	33.7%	89,759	27.1%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		165,862	66.3%	241,166	72.9%
計		250,069	100.0%	330,925	100.0%



保険契約に関する指標

I 契約者配当金

該当契約はございません。

II 正味損害率、正味事業費率及びその合算率(コンバインド・レシオ)

種目	年度	前期(2023年度)			当期(2024年度)		
		正味損害率	正味事業比率	合算率	正味損害率	正味事業比率	合算率
全種目計		19.5%	19.2%	38.7%	21.3%	29.7%	51.0%

III 出再控除前の発生損害率、事業費率および合算率

種目	年度	前期(2023年度)			当期(2024年度)		
		発生損害率	事業比率	合算率	発生損害率	事業比率	合算率
全種目計		17.9%	67.3%	85.2%	22.5%	69.5%	92.0%

IV 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等(第211条の52において準用する第71条第1項各号に掲げる者をいう。次号及び第6号において同じ)の数

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
当該再保険を引き受けた主要な保険会社等	8社	1社

V 再保険を引き受けた主要な再保険会社及び再保険内容

再保険会社	再保険契約内容	
	前期(2023年度)	当期(2024年度)
	比例再保険(保険金額の90%)	比例再保険(保険金額の90%)
	出再割合	出再割合
Pan Asia再保険	0%/上期 100%/下期	100.0%
その他再保険会社	53.0%/上期 0%/下期	0.0%
計	100.0%	100.0%

2025年3月31日時点



Ⅵ 再保険を引き受けた主要な再保険会社の格付け区分と支払再保険料の割合

格付け機関	格付け	前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		社数	支払再保険料における割合	社数	支払再保険料における割合
A.M.Best	A-以上	8	100.0%	1	100.0%

Ⅶ 未収再保険の額

該当契約はございません。

経理に関する指標等

I 支払備金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	5,560	22.9%	4,821	21.7%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		18,730	77.1%	17,430	78.3%
計		24,290	100.0%	22,251	100.0%

II 責任準備金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2023年度)		当期(2024年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	95,044	32.6%	80,848	31.1%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		196,824	67.4%	178,918	68.9%
計		291,868	100.0%	259,766	100.0%

III 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
利益準備金	1,024	1,024

IV 損害率の上昇に対する経常損失の額

損害率上昇のシナリオ	発生損害率1%上昇すると仮定
計算方法	増加発生損害額は 既経過保険料(出再部分除く) × 1%
	経常損失の増加額は増加する発生損害額と等しい

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
増加後元受損害率	17.9	22.5
増加後経常利益	43,514	136,350
経常損失増加額	3,073	3,842



V 資産運用に関する指標等

① 資産運用の状況

(単位:千円、%)

区分	前期(2023年度)		当期(2024年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	685,828	48.8%	494,497	30.8%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	75,090	5.3%	75,246	4.7%
運用資産計	760,736	54.1%	569,623	35.5%
その他	645,827	45.9%	1,035,277	64.5%
総資産	1,406,563	100.0%	1,604,900	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円、%)

区分	前期(2023年度)		当期(2024年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	57	7.77%	292	30.13%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	677	92.23%	677	69.87%
その他	—	—	—	—
合計	734	100.0%	969	100.0%

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計額に対する構成比

(単位:千円、%)

区分	前期(2023年度)		当期(2024年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	75,090	100%	75,246	100%
合計	75,090	100%	75,246	100%

④ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:千円、%)

区分	前期(2023年度)		当期(2024年度)	
	10年以下	10年超	10年以下	10年超
国債	—	75,090	—	75,246
合計	—	75,090	—	75,246

⑤ 有価証券の時価情報等

(単位:千円、%)

区分	前期(2023年度)			当期(2024年度)		
	取得原価	貸借対照表計上額	差益	取得原価	貸借対照表計上額	差益
国債	74,313	75,090	777	74,313	75,246	933
合計	74,313	75,090	777	74,313	75,246	933

⑥ 金銭の信託

該当はございません。



Ⅵ 責任準備金の残高

(単位:千円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災保険	72,379	8,471	-	80,848
普通火災保険	-	-	-	-
家財保険	72,379	8,471	-	80,848
(地震保険)	-	-	-	-
その他	154,234	24,682	-	178,918
計	226,613	33,153	-	259,766

Ⅶ 法272条の28において準用する法第130条第1号に係る細目

① 第211条の59第1項第1号に規定する額(純資産の額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
純資産の額	416,200	516,675

② 第211条の59第1項第2号に規定する額(価格変動準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
価格変動準備金の額	-	-

③ 第211条の59第1項第3号に規定する額(異常危険準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
異常危険準備金の額	28,896	33,153

④ 第211条の59第1項第4号に規定する額(一般貸倒引当金の額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
一般貸倒引当金の額	-	-

⑤ 第211条の59第1項第5号に規定する額(その他の有価証券の評価差額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
その他の有価証券の評価差額	-	-

⑥ 第211条の59第1項第6号に規定する額(保有する土地の時価と帳簿価額の差額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
保有する土地の時価と帳簿価額の差額	-	-

⑦ 第211条の59第1項第7号に規定する額(契約者配当準備金・社員配当準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
契約者配当準備金の額	-	-
社員配当準備金の額	-	-

⑧ 第211条の59第1項第8号に規定する額(①から⑦までに掲げるものの以外のものの合計額)

(単位:千円)

	前期(2023年度)	当期(2024年度)
①から⑦までに掲げるものの以外のものの合計額	78	0



財産の状況に関する指標

I 貸借対照表

(単位:千円)

科目	2023年度	2024年度	科目	2023年度	2024年度
	2024/3/31 現在	2025/3/31 現在		2024/3/31 現在	2025/3/31 現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	685,828	494,497	保険契約準備金	316,159	282,018
現金	183	120	支払備金	24,290	22,251
預貯金	685,645	494,377	責任準備金	291,868	259,766
有価証券	75,090	75,246	代理店借	80,419	109,745
国債	75,090	75,246	再保険借	430,621	448,250
地方債	—	—	短期社債	—	—
その他の証券	—	—	社債	—	—
有形固定資産	6,854	6,630	新株予約権付社債	—	—
土地	—	—	その他負債	176,288	263,459
建物	5,949	4,185	代理業務借	—	—
動産	—	—	借入金	—	—
建設仮勘定	—	—	未払法人税等	596	79,870
その他の有形固定資産	905	2,444	未払金	9	0
無形固定資産	17,409	12,210	未払費用	23,009	23,917
ソフトウェア	17,409	12,210	前受収益	—	—
のれん	—	—	預り金	152,619	159,561
その他の無形固定資産	—	—	仮受金	0	26
代理店貸	118	110	その他の負債	53	83
再保険貸	389,553	715,347	退職給付引当金	8,630	9,104
その他資産	199,125	220,418	価格変動準備金	100	100
未収金	294	258	繰延税金負債	—	—
未収保険料	118,427	143,931	負ののれん	—	—
前払費用	46,380	58,954	負債の部 合計	1,019,360	1,121,478
未収収益	—	—	(純資産の部)		
預託金	—	—	資本金	256,000	256,000
仮払金	—	—	新株式申込証拠金	—	—
その他の資産	33,722	17,274	資本剰余金	—	—
繰延資産	—	—	資本準備金	—	—
供託金	26,000	26,000	その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	131,203	227,422
			利益準備金	1,024	1,024
			その他利益剰余金	130,179	226,398
			積立金	—	—
			繰越利益剰余金	130,179	226,398
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	387,203	483,422
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
資産の部合計	1,406,563	1,604,900	純資産の部 合計	387,203	483,422
			負債及び純資産の部合計	1,406,563	1,604,900



Ⅱ 損益計算書

(単位:千円)

科目	前期(2023年度)	当期(2024年度)
	2023/4/1から 2024/3/31まで	2024/4/1から 2025/3/31まで
経常収益	3,076,074	3,248,442
保険料等収入	3,066,203	3,207,271
保険料	1,696,462	1,725,481
再保険収入	1,369,740	1,481,789
回収再保険金	250,069	330,925
再保険手数料	1,050,842	1,094,235
再保険返戻金	68,829	56,629
資産運用収益	734	969
利息及び配当金等収入	734	969
その他運用収益	—	—
その他経常収益	9,135	40,200
経常費用	3,029,486	3,108,250
保険金等支払金	1,850,753	1,952,743
保険金等	289,824	374,335
解約返戻金	76,901	62,918
契約者配当金	—	—
再保険料	1,484,027	1,515,488
責任準備金等繰入額	86,741	0
支払準備金繰入金	0	0
責任準備金繰入金	86,741	0
資産運用費用	—	—
事業費	1,090,146	1,154,820
営業費及び一般管理費	995,633	1,055,929
税金	84,718	90,214
減価償却費	8,195	7,132
退職給付引当金繰入額	—	1,543
その他の経常費用	1,845	686
経常利益(又は経常損失)	46,587	140,192
特別利益	—	—
特別損失	0	0
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	46,587	136,346
法人税及び住民税	16,440	87,980
法人税等調整額	—	▲ 47,853
当期純利益(又は当期純損失)	30,887	96,218



Ⅲ キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	前期(2023年度)	当期(2024年度)
	2023/4/1から 2024/3/31まで	2024/4/1から 2025/3/31まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	1,701,994	1,708,556
再保険収入	1,335,894	1,155,995
保険金支払による支出(-)	289,824	374,335
解約返戻金による支出(-)	76,901	62,918
再保険料支払いによる支出(-)	1,443,661	1,497,859
事業費の支出(-)	1,092,936	1,135,401
その他収入	7,503	5,902
小 計	142,069	▲ 200,060
利息及び配当金等の受取額	579	969
利息の支払額(-)	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	1,845	686
法人税等の支払額(-)	58,375	2,776
その他支払(-)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,428	▲ 202,553
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出(-)	0	0
有価証券の売却・償還のよる収入	0	0
有形固定資産の取得による支出	3,484	0
無形固定資産の取得による支出	877	0
その他	3,469	3,115
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 7,831	▲ 3,115
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出(-)	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出(-)	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出(-)	—	—
配当金の支払額(-)	5,120	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,120	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	69,477	▲ 191,331
VI 現金及び現金同等物期首残高	616,351	685,828
VII 現金及び現金同等物期末残高	685,828	494,497



Ⅳ 株主資本等変動計算書

前期(2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで))

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
前期末残高	256,000	105,436	105,436	105,436	361,436
当期純利益	—	30,887	30,887	30,887	30,887
当期変動額	—	30,887	30,887	30,887	30,887
当期末残高	256,000	131,203	131,203	387,203	387,203

当期(2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで))

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
前期末残高	256,000	131,203	131,203	131,203	387,203
当期純利益	—	96,218	96,218	96,218	96,218
当期変動額	—	96,218	96,218	96,218	96,218
当期末残高	256,000	227,422	227,422	483,422	483,422

Ⅴ 事業費の明細

(単位:千円、%)

区分		2023年度	2024年度		
		金額	金額	増減額	増減率
事業費		1,090,146	1,154,820	64,674	105.9%
	①営業費及び一般管理費	995,633	1,055,929	60,296	106.1%
	②税金	84,718	90,214	5,496	106.5%
	③減価償却費	8,195	7,132	▲ 1,063	87.0%
	④退職給付引当金繰入額	—	—	—	—
	⑤保険業法第113条繰延資産償却費	—	—	—	—
	⑥保険業法第113条繰延額	—	—	—	—
	⑦合計	1,090,146	1,154,820	64,674	105.9%



Ⅵ 法第272条の28において準用する法第130条第2号に係る細目

①第211条の60に規定する額(平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額を除く)

ソルベンシー・マージン比率(保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率)

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	416,122	516,675
① 純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)	387,125	483,422
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	28,896	33,153
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者(社員)配当準備金	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
	告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—
	告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—
⑪ 控除項目(一)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R12+R2]+R3+R4}$	41,995	38,931
保険リスク相当額	28,031	21,598
	R1 一般保険リスク相当額	19,191
	R4 巨大災害リスク相当額	8,840
R2	価格変動等リスク相当額	25,706
	価格変動等リスク相当額	750
	信用リスク相当額	6,856
	子会社等リスク相当額	—
	再保険リスク相当額	14,203
	再保険回収リスク相当額	3,895
R3 経営管理リスク相当額	1,074	955
ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	1981.7%	2654.2%

◆ ソルベンシー・マージン比率とは

少額短期保険会社では、保険事故発生の際の保険金支払いに備えて、準備金を積み立てています。また、巨大災害の発生や、少額短期保険会社が保有する資産の大幅な価格変動、下落等で通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」に対して「少額短期保険会社が保有している資本・準備金等の支払い余力」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは

- ①保険引受上の危険
保険事故発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
- ②資産運用リスク
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超え変動することにより発生し得る危険
- ③経営管理上の危険
業務の運営上、通常の予測を超え発生し得る危険(事務リスク、システムリスク等)
- ④巨大災害に係る危険
通常の予測を超える巨大災害による発生し得る危険

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上あれば「保険金等の支払能力が十分である」とされています。



②平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額

一般保険リスク

(単位:千円)

リスクの種類	リスク対象	リスク係数	リスク対象金額	リスク相当額
普通死亡リスク(A)	危険保険金額	0.06%	—	—
災害死亡リスク(B)	災害死亡保険金額	0.006%	—	—
災害入院リスク(C)	災害入院日額総額×予定 平均給付日数	0.3%	46,293	138
疾病入院リスク(D)	疾病入院日額総額×予定 平均給付日数	0.75%	76,672	575
その他の第一・第三分野 リスク(F)	異常危険準備金積立限度 額	100%	442	442
火災リスク(E)	正味既経過保険料	12%	56,531	6,783
	正味発生保険金	33%	10,560	3,485
その他の第二分野リスク (G)	正味既経過保険料	17%	63,277	10,757
	正味発生保険金	34%	20,795	7,070
一般保険リスク相当額				12,770

巨大災害リスク

(単位:千円)

保険の種類	リスク相当額	
	地震災害	風水災害
火災保険	—	8,828
その他の第二分野保険	—	—
合計額	—	8,828

巨大災害リスク相当額	8,828
------------	-------

価格変動等リスク

(単位:千円)

対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
国債	1%	0	0
地方債	1%	—	—
政府保証債	1%	—	—
その他	1%	—	—
不動産	5%	—	—
価格変動等リスク相当額			0

信用リスク

(単位:千円)

リスク対象資産		リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
債券	ランク1	0%	—	—
	ランク2	1%	—	—
	ランク3	4%	—	—
	ランク4	30%	—	—
預貯金	ランク1	0%	—	—
	ランク2	1%	494,377	4,943
	ランク3	4%	—	—
	ランク4	30%	—	—
信用リスク相当額				4,943



子会社等リスク

(単位:千円)

事業形態	リスク対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
子会社(国内会社)	株式	10%	—	—
	貸付金	1%	—	—
子会社(海外法人)	株式	15%	—	—
	貸付金	6%	—	—
国内会社及び海外法人にかかわらず信用リスクのランク4に該当する子会社	株式	100%	—	—
	貸付金	30%	—	—
信用リスク相当額				—

再保険リスク

(単位:千円)

区分	出再割合	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
出再に附した契約の不積立責任準備金	50%以下の部分	1%	438,339	4,383
	50%を超える部分	2%	350,680	7,013
出再に附した契約の不積立支払備金	50%以下の部分	1%	103,532	1,035
	50%を超える部分	2%	83,572	1,671
信用リスク相当額				14,103

再保険回収リスク

(単位:千円)

	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
再保険貸(外国再保険貸を含む。)	1%	715,347	7,153

経営管理リスク

(単位:千円、%)

保険リスク相当額(A)	21,598
資産運用リスク相当額(B)	26,201
リスク係数(C)	2%
経営管理リスク相当額	955



コーポレートデータ

株式の状況----- P.40

役員および従業員の状況----- P.40

会社の組織----- P.40



株式の状況

(2025年3月31日現在)

株主の商号、名称または氏名	持ち株数	持ち株比率
インシュラントグループ株式会社	5,120株	100.0%
合計	5,120株	100.0%

役員および従業員の状況

役員一覧

(2025年3月31日現在)

氏名	地位および担当	主な兼職等
山口 啓輔	代表取締役	
片桐 竜也	取締役	
丹後 文雄	取締役	
山崎 浩	取締役	弁護士法人ペガサス 代表
藤田 潔	取締役	エルズサポート株式会社 代表取締役
太田 暁宏	取締役	さくら少額短期保険株式会社 代表取締役
松本 克己	取締役	日本共済株式会社 代表取締役
小松 義彦	取締役	さくら損害保険株式会社 代表取締役
平塚 博路	監査役	平塚公認会計士事務所 代表
菊池 知行	監査役	

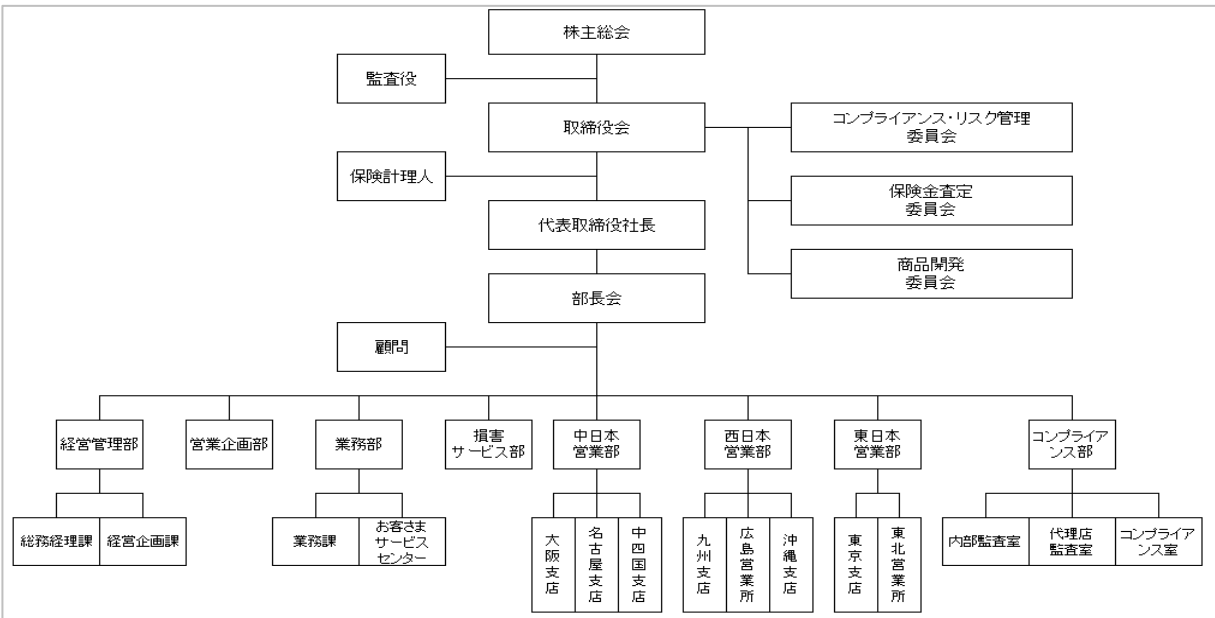
従業員の状況

(2025年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期末現在		
			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	25	25名	44.25	7年	295千円
営業職員	15	13名	43.56	5年	421千円

会社の組織

(2025年4月1日現在)



用語の解説

<ア行>

●異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払に備えて、毎決算期に地震を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるもの。

<カ行>

●合算率

発生損害率＋事業費率

●契約の解除

保険契約者または保険会社の意志表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すこと。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定している。

●告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、及び重要な事項について不実の事を申し出てはならないという義務。

●コンバインド・レシオ(合算率)

正味損害率＋正味事業費率

<サ行>

●再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいう。

●再保険金

再保険契約に基づき、受再者(再保険の受け手)が出再者(再保険の出し手)に支払う保険金のことをいう。

●再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときに支払う保険料のことをいう。

●時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに購入するのに必要な金額(再調達価格)から使用による消耗分を控除して算出した金額。

●事業費

保険会社の事業上の経費で、損益計算書における「損益調査費」、「諸手数料及び集金費」、「営業費及び一般管理費」の合計額をいう。

●事業費率

(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料×100

●支払備金

決算日までに発生した保険事故で、その保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積立てる準備金のことをいう。

●支払再保険料

出再保険料から、再保険返戻金を控除したもの

●受再保険料

再保険を引き受けた保険会社が、元受保険会社から受け取る保険料

●正味収入保険料

元受保険料及び受再保険料収入から再保険料・返戻金を控除した保険料。

●正味支払保険金

元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約に基づき回収した再保険金を控除したもの

●正味事業費率

(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料×100

●正味損害率

(正味支払保険金額＋損害調査費)÷正味収入保険料

●責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいう。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積立てる「普通責任準備金」と異常災害の損失に備えて積立てる「異常危険準備金」がある。

●損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいう。

●損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合。正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合。

<タ行>

●大数の法則

ある試行を繰り返して行えば、確率は一定値に近づくという法則。例えば、サイコロを振ってでる目は、振る回数を増やせばどの目が出る確率も6分の1に近づくというのが大数の法則。保険のように契約者数が多数の場合、おおよそ一定の水準に収束するので、それに基づき保険料を算出することができる。

●重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通する複数の保険契約が存在する場合を重複保険という。

●通知義務

保険契約したのち、契約内容に変更が生じた場合に、契約者が契約者が保険会社に連絡する義務をいう。

<ハ行>

●発生損害率

$(\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}) \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$

●被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいう。

●保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のこと。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払う。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない場合は、保険会社の責任は開始しない。

●保険金

保険事故により損害が生じた場合、保険会社が被保険者に支払う金銭のこと。

●保険金額

ご契約金額のことをいう。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。

●保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいう。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負う。

●保険事故

保険契約において、保険会社が偶然性のある事故が発生したときに、保険金を支払わなければならないという約束をした事実をいう。

●保険の目的

保険を付ける対象のことをいう。火災保険(賃貸入居者保険)での家財がこれにあたります。

●保険引受利益

保険引受に係る損益であり、「保険引受利益」から「保険引受費用」及び「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を差し引いて、「その他収支」を加減した金額をいう。

●保険約款

保険契約の内容を定めたもの。保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、その約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特別条項)とがある。

●保険料

被保険者が被る危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭のこと。

●保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいう。

<マ行>

●免責金額

自己負担額のことをいう。一定金額以下の損害について契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがある。

●元受保険料

保険会社が契約者から引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことをいう。

●元受正味保険金

元受契約の支払保険金から、元受契約にかかわる求償により回収した金額を控除したもの。